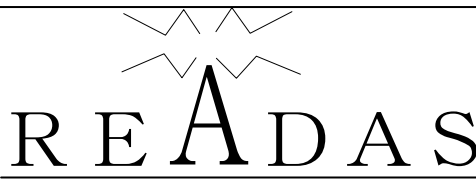


第 5580 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 10月 27日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 情報提供料

**Q**：交際費にならない情報手数料があるようですが、どのようなものですか？

**A**：情報提供者に対する手数料及び一定の要件を満たす情報手数料は、交際費にはなりません。

### 【解説】

会社が、情報提供や取引の仲介を業としている者に対して、情報提供等の対価として金品を交付する場合、その交付する金品は、手数料として損金処理することが認められます。

しかしながら、会社が、これら情報提供等を行うことを業としていない非事業者に対して、情報提供等の対価として金品を交付した場合は、原則として、その費用は交際費に該当することになります。これはその交付した謝礼金等が、情報提供等に対する正当な対価と認められるかどうか判然としないからであり、例えば、その金品の交付が、次の要件のすべてを満たしているなど、その金品の交付が正当な対価の支払であるとはっきり認められるときは、その交付に要した費用は、交際費に該当しないものとして扱われます。

- ①その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。
- ②提供を受ける役務の内容が、その契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。
- ③その交付した金品の価額が、その提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

